

新たな取組テーマ

◆食物アレルギー対策の推進

平成 24 年 12 月 20 日の調布市立学校で発生した食物アレルギーに起因する児童死亡事故をふまえ、このような事故を二度と起こさないために、調布市立学校、子ども関連施設、福祉施設等における食物アレルギー事故の防止策を策定することを目的に、「調布市食物アレルギー事故再発防止検討委員会」を設置しました。同委員会から、平成 25 年 8 月に「調布市アレルギー事故再発防止検討委員会報告書」が提出され、事故防止、緊急対応、給食指導、研修体制、今後の進捗管理等の内容がとりまとめられています。

<調布市アレルギー事故再発防止検討委員会報告書の概要>

I 事故防止について		【現状・課題】	【対策】
1	献立及び除去に関する基本的な考え方 1 ページ	A 献立 ・原因食物を除去さえすれば安全は確保されるという思いがあった。 ・調理の段階ではなく、献立の段階で何を外せば安全かと考える発想が不十分。 B 完全除去 ・ガイドライン導入時に、従来のきめ細かく除去対応を継続した	○基本的な考え方 「除去を意識した献立」 「新規発症の少ない献立」 「調理作業を意識した献立」 ○使用禁止食材 症状が重篤なピーナッツ、そばの使用を禁止 ○在籍児童に応じた対応 ○市内統一メニューの検討
2	給食のプロセス 3 ページ	C 原材料 ・確認漏れによる誤食事故が起きた。 D 食物アレルギー対応献立表の統一使用 ・食物アレルギー対応の献立表の作成方法が市内で統一されていなかった。 ・家庭からの持参品等についての管理がうまくできず、誤食事故を起こしていた。 E 食物アレルギー対応カードの統一使用 ・除去食は、盛り付けたあとにラップをしたが、内容等は分からなかった。 ・家庭からの持参品等についての管理がうまくできず、誤食事故を起こしていた。 F トレイ・食器の色分け 食物アレルギー対応をしていることをクラスの皆で共有することについて、いじめの原因になるとためらうことがあった。 G 給食室での配膳 ・教室での配膳は、混入の危険性があった。 ・献立の名称と実物とで印象が異なる場合があり、誤食事故が起きている。 ・普通食、除去食及び持参品により一食構成される場合があり、教室で盛り付けるべきものが分りにくくなる場合があった。 H おかわりルール 「場合分け」せず全面禁止で安全確保をすべき。一方で、安全策の向上も視野に、おかわりを楽しみにしている児童の気持ちに寄り添う配慮も大事。	○完全除去の徹底（平成 25 年 4 月から実施している。） 対応の単純化と市内共通化/事故防止策の見える化/複数の眼で見る適切な多量・多様化 ・ダブルチェックの励行。また、保護者にも確認をお願いする。 ・市内統一の献立表「食物アレルギー対応献立表」の使用。 ・除去食の対応のほか、自宅から持参するものがある場合は、その内容を記す等した。 ・食物アレルギー対応をしている児童一人一人について、対応した「料理名」「対応」内容を記載した食物アレルギー対応カードをトレイ等に貼付する。 ・このカードにより、誤りの起きやすい給食の流れが変わるところで、異なる担当者が確認を行う。 ・本人及びクラスの友達で配慮できるように、見た目にも分かりやすい対応策をとることとする。 ・食物アレルギー対応をしている児童については、除去の有無に関係なく常に異なる色のトレイとする。 ・除去食対応があるものを盛り付ける場合は、異なる色の食器とする。 ・児童生徒への給食指導を徹底する。 ・食物アレルギー対応をしている児童については、除去食だけでなく普通食も含め、給食室で 1 人分をすべてセットできるようにすることが望ましい。 ・できない場合は、アナフィラキシーの既往がある児童を優先するなど、学校の状況に応じた対応すること。 ・今後、給食室の整備を急ぐなど可能となる環境を用意することが必要である。 ・それが用意できるまでは、担任（担任の監督のもと給食当番）が必ず 1 人分すべてを教室内で配膳すること。 ・食物アレルギー対応をしている児童については、除去食対応がある日だけ、おかわりを禁止する。 ・ただし、A～G による安全対策が定着するまでは、除去食の有無にかかわらず、おかわりを全面禁止とすること（量の多寡については、配膳の段階できめ細かく配慮すること）。
3	給食室の改善 8 ページ	I 施設の改善 ○食物アレルギー対応を前提としていない ○コンタミネーション対策が無い	○緊急対応 現況調査の実施（仮称）給食室改善計画の策定 など ○中長期的対応 代替食提供を目標に、調理方式を検討する。あわせて、統一献立の導入についても検討する。
4	教育委員会の取組体制及び管理指導表 9 ページ	J 教育委員会及び教職員の組織的な取組について ○ガイドラインの趣旨の理解が十分でなかったこと ○対象者の急増 ○組織的な取組となっていないこと K 管理指導表について ○管理指導表の内容を確認し正してこなかった L 対象者の把握について ○遅くても分りにくい新 1 年生対応 ○申請対応から決定までの様式の不統一	事故を防止するためには、ガイドラインに沿った対応が必要である。 ○教育委員会の体制整備 ○食物アレルギー対応委員会の設置及び教職員の役割分担の明確化 ○保護者（家庭）と学校（教育委員会）との協力関係 ○意識改革 ○管理指導表の実態把握及び課題の整理 ○医師会との連携（対策、日常的な相談） ○新 1 年生対応の早期化等 ○申請対応から決定に至るまでの手続きと様式の統一
II 緊急対応について 14 ページ		教職員は、以下のことを十分理解しておかなければならない。 ○緊急時の対応は、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒だけに生じるものではない。まったく既往の無い児童・生徒であっても、突然、新規に発症する場合があること。 ○症状は急変し、命に関わる場合があること。 新規発症の場合も想定し、教職員は、日ごろから「役割分担モデル」（資料 9 及び 10）について、内容を理解し、学校体制を考えた役割分担を決めておく。 管理指導表の届出があった児童・生徒について ○「緊急時個別対応カード」（資料 8）により、アレルギーが発症した際に、教職員がどのように対応するのかを把握しておくこと。 ○不測の事態には「緊急時個別対応カード」を基に迅速かつ適切に対応しなければならない。	【対策】 アナフィラキシーショックについては、短時間に必要処置を行うことが何よりも求められる ○「役割分担モデル」をベースに、校長は緊急時における教職員の役割分担を決めておく。 ○シミュレーショントレーニングを行い、実際の場面に即した対応が図れるようにしておく。 ※ 東京都のマニュアルが提示された際には、その資料との整合性に留意すること。 食物アレルギー対応をする児童・生徒については、あらかじめ緊急時の対応を把握しておく。 ○面談のとき、保護者及び学校で緊急時個別対応カードの記載事項について共通理解する。 「命を救う」という子どもへの思い。迷ったらエビベン®を打つという意識をもつ ○教職員がエビベン®を打った後の対応については、調布市教育委員会が全面的に責任を持つこと。
III 給食指導について 19 ページ		【現状・課題】 ○アナフィラキシーショックの際の教職員の役割分担について、取り決めがなかった。 ○新規発症の場合は、対応方法が示されていない。 ○エビベン®の早期使用の必要性は認識があっても、具体的な対応方法・手順が分からなかった。 緊急時個別対応カード ○教職員は、アナフィラキシーショックの緊急対応についての理解や技能が十分ではなかった。 エビベン® ○針で傷つけることに対する恐怖心がある。エビベン®を打つことにはためらいがある。	○ ホットラインを活用するために 患患第三病院のホットラインを活用するために、患患第三病院、調布市及び狛江市が覚書を締結する。
IV 研修体制について 23 ページ		○ 学校における食物アレルギーへの対応策を実効あるものにしていくためには、学校の教職員はもとより教育委員会事務局職員が、まず食物アレルギーについての正しい知識を習得していくことが求められる。 ○ そのためには、学校の管理職・教諭・養護教諭・栄養職員・調理師・事務局職員等の、各職層に応じた役割や、到達目標を明確にした研修体制を構築し、実践していかなくてはならない。	
V 今後の進捗管理について 26 ページ		1 教育委員会への報告（進捗管理） 2（仮称）調布市食物アレルギー対策連絡会の設置（市長部局との連携） 3 継続的な事故検証（仮称）給食事故対策検証委員会の設置、フロー図の活用、事後評価 4 国への要請	

資料：調布市アレルギー事故再発防止検討委員会報告書の概要

- ・調布市では、平成 26 年度以降も、食物アレルギー対策の推進のための取組を充実してまいります。

＜平成 26 年度 食物アレルギーに関する取組＞

◎再発防止に向けた取組

- ・完全除去の徹底：完全除去に必要な調理器具等や食器等の購入
- ・給食室等の改善：小学校における食物アレルギー対応専用調理室の整備，保育園の改修設計
- ・教育委員会の体制整備と医療機関との連携：教育委員会事務局への管理栄養士の配置。ガイドラインを補完するマニュアルの整備・活用。医師会との連携等による事故防止体制の強化。

◎食物アレルギーに関する理解の促進

- ・相談体制の整備：食物アレルギーのある子ども（乳幼児を含む）の保護者が一人で悩み孤立することを防ぐための相談体制の整備

◎継続的な取組検証と対策の強化

- ・食物アレルギー対策を推進する委員会の設置：有識者をアドバイザーとする食物アレルギー対策を推進するための委員会の設置

◎その他の取組

- ・臨海学園における付添看護師のよる食物アレルギー対応
- ・修学旅行期間における学校従事看護師の派遣
- ・防災備蓄品として食物アレルギー対応粉ミルクの購入

資料：平成 26 年度 市政経営の概要《施策と予算》抜粋版

◆2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- ・平成 25 年 9 月 7 日（日本時間 8 日）の国際オリンピック委員会総会にて、東京が 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催都市に選ばれました。
- ・調布市においても、オリンピックの近代五種，サッカー，自転車競技（ロード・レース）が開催される予定です。

＜オリンピック競技大会開催概要＞

正式名称：第 32 回オリンピック競技大会

開催期間：2020 年（平成 32 年）7 月 24 日（金）～8 月 9 日（日）

競技数：28 競技

＜パラリンピック競技大会開催概要＞

正式名称：第 16 回パラリンピック競技大会

開催期間：2020 年 8 月 25 日（火）～9 月 6 日（日）

競技数：22 競技

＜調布市内での開催予定＞

武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）：近代五種（フェンシング）

東京スタジアム：近代五種（水泳，馬術，ランニング，射撃），サッカー

武蔵野の森公園：自転車競技（ロード・レース）のゴール設置

資料：一般社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ホームページ

＜武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）について＞

施設所在地：調布市飛田給一丁目 1 番 4 1 号ほか（味の素スタジアムに隣接）

敷地面積：約 33,500 m²

工事着工：平成 25 年 10 月頃（スポーツ祭東京 2013 終了後）：

竣工予定：平成 28 年 10 月（竣工後，開業準備を行う）

資料：東京都スポーツ振興局ホームページ

【国】社会保障と税の一体改革

- ・社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革。

<改革の背景>

- ・少子高齢化が進み、2060年には総人口が9,000万人程度、高齢化率は40%近くになると予想されている。
- ・世の中の経済を支える現役世代（生産年齢人口）の割合が減少し、高齢化によって急増する社会保障費用を現役世代が支えていくのは限界がある。
- ・少子高齢化にともない、年金や医療、介護などの社会保障費用は急激に増加し、現在では国の財政の大きな部分を占め、社会保障に関する国や地方自治体の歳出も毎年急速に増加
- ・経済の成熟化によって高い経済成長率が望めなくなったことから、税収は歳出に対して大幅に不足しており、現在では国の歳入の約半分を国債の発行に頼る状況になっている。

<消費税率の見直し>

- ・平成26年4月に、消費税率を5%（消費税4%、地方消費税1%）から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に引き上げ、経済状況等を総合的に勘案した検討をおこなったうえで、平成27年10月から消費税率を10%に引き上げる。
- ・消費税率の引上げによる増収分を含む消費税収のすべて（国・地方、現行の地方消費税収を除く）を社会保障の財源とする。
- ・景気や人口構成の変化に左右されにくく税収が安定している消費税の充当により、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化するための財源を含めた社会保障の安定財源が確保され、将来世代への負担の先送りを減らし、社会保障制度の持続可能性を高めることにつなげる。

<今後の社会保障制度の概要>

①子ども・子育て(0.7兆円程度、主に地方自治体が実施)

- ・「子ども・子育て支援新制度」を実施（平成27年4月施行予定）
- ・平成29年度末までに待機児童解消をめざす
- ・社会的養護の充実

②医療・介護(1.5兆円程度、主に地方自治体が実施)

- ・病床の役割の分化・連携強化、在宅医療の推進（平成26年度から実施）
- ・地域包括ケアシステム構築の推進（平成27年度から実施）
- ・医療・介護の保険料を所得に応じて見直し

③年金(0.6兆円程度、主に国が実施)

- ・年金制度の充実

資料：内閣官房・内閣府・総務省・財務省・厚生労働省「社会保障と税の一体改革」

【国】マイナンバー（社会保障・税番号制度）

- ・複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）

<現状：「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担>

住民

- ・各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える必要がある。
- ・行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生している。

行政

- ①確認作業等に係る業務に多大のコストがかかる。
 - ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
 - ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性
 - ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。
- ②業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。

<制度導入によるメリット>

- ・行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、同一人の情報であるということの確認を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。
- ・行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援が期待される。
- ・社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

<これまでの流れと今後の予定>

- ・平成 25 年 5 月 番号関連四法成立・公布
- ・平成 27 年 10 月 個人番号（マイナンバー）の通知
- ・平成 28 年 1 月 個人番号カードの交付、順次、個人番号（マイナンバー）利用開始

【2016年1月から利用する手続のイメージ】

- 社会保障分野：年金に関する相談・照会
- 税分野：申告書、法定調書等への記載
- 災害対策分野：被災者台帳の作成

資料：内閣官房 社会保障改革担当室「番号制度の概要」